

杉並区特別職報酬等審議会条例

昭和39年9月5日
条例第35号

〔注〕平成19年3月から改正経過を注記した。

改正	昭和39年12月2日条例第43号	昭和40年7月1日条例第25号
	昭和44年9月18日条例第31号	昭和47年7月3日条例第23号
	昭和49年2月28日条例第2号	昭和50年3月25日条例第31号
	昭和56年4月1日条例第8号	平成13年3月7日条例第5号
	平成13年3月23日条例第26号	平成19年3月13日条例第4号
	平成20年10月14日条例第28号	平成25年3月21日条例第10号
	平成27年3月13日条例第8号	

(設置)

第1条 区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。
一部改正〔平成19年条例4号・20年28号・25年10号・27年8号〕

(諮問)

第2条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(組織)

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、区長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年12月2日条例第43号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。

2 この条例による改正前の条例の規定により既に支給した報酬については、この条例による改正後の条例の規定に基づく報酬の内払いとみなす。

付 則（昭和40年7月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年9月18日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の条例の規定により、すでに支給した報酬については、この条例による改正後の条例の規定に基づく内払いとみなす。
付 則（昭和47年7月3日条例第23号）
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の条例の規定により、すでに支給した報酬については、この条例による改正後の条例の規定に基づく内払いとみなす。
附 則（昭和49年2月28日条例第2号）
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年2月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の条例の規定により、すでに支給した報酬については、この条例による改正後の条例の規定に基づく内払いとみなす。
附 則（昭和50年3月25日条例第31号）抄
- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
附 則（昭和56年4月1日条例第8号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成13年3月7日条例第5号）抄
- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
附 則（平成13年3月23日条例第26号）抄
- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
附 則（平成19年3月13日条例第4号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成20年10月14日条例第28号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成25年3月21日条例第10号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成27年3月13日条例第8号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和39年杉並区条例第35号）第8条の規定に基づき、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会会長（以下「会長」という。）に氏名を申し出て、傍聴券（様式第1号）の交付を受けるものとする。

2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終え、退出するときは、傍聴券を係員に返還するものとする。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 危険物その他の他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 係員に傍聴券の提示ができない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の数)

第4条 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守るものとする。

- (1) 審議会における言論について批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 私語し、雑談し、又は騒ぎ立てる等をしないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、審議会を妨害し、又は審議会の秩序を乱すような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ会長に申し出るものとする。

(会長等の指示)

第7条 会長は、審議会場の秩序の維持及び円滑な審理の確保のため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

(傍聴人の退出)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反したときは、会長は、その者に退出の指示をすることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により会長から退出の指示を受けたときは、速やかに退出するものとする。

3 傍聴人は、審議会を非公開としたときは、会長の指示に従い、速やかに退出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか審議会の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

様式 略